

第14回

多重債務者対策本部有識者会議

2009年6月17日

午前10時00分 開会

○吉野座長 それでは、時間になりましたので、こちらの幹部の方々は国会のほうで今日は呼ばれているのでございますので、空席のようになっておりますけれども、第14回目の多重債務者対策本部有識者会議を開催させて頂きたいと思っております。

今日もお忙しい中をどうもお集まり頂きまして、ありがとうございました。

本日も公開となっておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

ご存じのとおり、この「多重債務問題改善プログラム」といいますのは少なくとも毎年1回、その施行の進捗状況についてフォローアップをするということになっております。

昨年は、5月に平成19年度のフォローアップが行われたところでございます。関係省庁、それから地方自治体などにおきましても、その後平成20年度に引き続き、「多重債務問題改善プログラム」の実施のためにさまざまな取り組みが行われてまいりました。それと並行いたしました。この有識者会議におきましても、全6回にわたりましてヒアリングを実施してまいりました。前回、第13回目の有識者会議で多重債務者対策の4つの柱に沿って、予定していたすべてのヒアリングを一応終了いたしました。

そこで、本日は事務年度の最後の区切りということもございまして、この1年間に関わりました関係省庁、それから地方自治体の取り組みの状況、また有識者会議におけるヒアリングの内容、それを総括いたしまして次年度以降の取り組みについてまとめていきたいというふうに思っております。

皆様のお手元に「『多重債務問題改善プログラムの実施状況』に関する報告（案）」という資料を配付させて頂いております。

この報告書は、全部で3つの部分で構成されております。

ご覧頂きますと、まず第1番目がこれまでの有識者会議におけるヒアリングの内容、それから2番目が関係省庁や地方自治体等における取り組みの状況、3番目が今後の多重債務者対策に対する有識者会議の意見というふうに3つの部分で構成されております。

今日はこの報告（案）につきまして皆様から忌憚のないご意見を頂きまして、可能であれば有識者会議の1年間の成果として取りまとめたいと思っております。

まず、事務局のほうから配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○小野信用制度参事官 それでは、お手元にごございます資料でございますが、3つの資料から成っております。

一番上にありますのが、「『多重債務問題改善プログラムの実施状況』に関する報告

(案)」というものでございます。次が横紙でございまして、「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」というものでございます。最後が、資料集でございます。

後ほどご説明させていただきますが、基本的にこの3つが三位一体で、これで一つの報告書という形で事務局としてはご準備させていただきました。構成につきましては、後ほどまた簡単にご説明させていただきます。

以上でございます。

○吉野座長 それでは引き続きまして、また恐縮ですけれども、小野参事官のほうからこの報告書に関しまして概要をご説明頂きます、それから皆様のご意見を頂きたいと思えます。

○小野信用制度参事官 それでは恐縮でございますが、「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告(案)」を中心にご説明させていただきます。

1枚お開き頂きますと、「はじめに」というところございまして、これまでの多重債務対策本部有識者会議の活動の経緯がいろいろ書いてございまして、「はじめに」の下のほうでございまして、昨年7月から実施してきました多重債務対策に係る現場の状況、現場が直面する問題等を把握するために行ってきたヒアリングの結果を取りまとめるとともに、平成20年度における改善プログラムの進捗状況のフォローアップ、また今後関係者が重点的に取り組むべき事項についてまとめたものであると構成しています。

したがって、下のほうでございまして、この報告書自体が3部構成になっておりまして、まず第1部でこの有識者会議で行って頂いたヒアリングの結果をまとめたものが第1部。

それから、第2部が関係省庁、関係機関におきまして平成20年度に行った進捗状況であります。さらに、その詳しい進捗状況を書いたものが先ほどお話ししました横紙で書いています「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」というものでございます。これが詳細版ということでございます。

第3部が、この第1部、第2部を踏まえまして有識者会議として、今後関係者が重点的に取り組むべきと考える事項を記載してございます。

そのような構成でございますので、まず第1部からご説明させていただきますと、第1部は基本的にこれまでのヒアリングの結果及び有識者会議のメンバーの方からいろいろなご意見が出ましたが、その概要をまとめたものでございます。

3ページ目はヒアリングの実績が書いてございまして、4ページ目以下に「主なポイント」というのが書いてございます。

この「主なポイント」の中には、ヒアリングで発見したファクトと皆様からのご意見というのがございまして、ご意見につきましては基本的に第3部のほうに今後有識者会議として重点的に取り組む事項として、もう一回そちらのほうに再整理してございます。したがって、そういう意味では第1部と第3部、重複するところがあるということでございます。

そういうことで、プログラムの4つの柱をもとにそれぞれの主なヒアリングのポイントをここに書いてございます。

まず第1番目は、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化に関する意見でございますが、まずファクトとしてこの相談窓口の整備状況につきましては、すべての都道府県で多重債務相談窓口が整備されている。また、市町村でも約90%には相談窓口が整備されているということが今回ヒアリングで判明したということでございます。こういう意味で、多重債務相談窓口の整備は全国で進んでいると思います。

一方でご意見として、4ページの下のほうに書いていますが、運用面での取り組み、課題もある。それから次のページでございますが、このような相談窓口をやっているということの広報の重要性についてご指摘がございました。また、事業者向け相談窓口の整備というものを行っていく必要があるというご意見もございました。これらは後ほど第3部の中でご意見として、まとめてございます。

次に、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供に関する主なご意見でございますが、消費者向けセーフティネット制度につきましては、既存のセーフティネット制度に関して必要な情報が届くような広報が必要であると広報の重要性。

それから、セーフティネット制度に関する利便性の改善という問題。

次に、そういうセーフティネット貸付を積極的に行っている生協が外部から資金調達を円滑に行うような工夫、それからこれは前回のヒアリングでありましたが、労働金庫のほうで現在セーフティネット貸付をやろうということで検討を進められているということでございますけれども、そのような取り組みにつきましても今回は、有識者会議として報告書にいろいろな情報を提供したほうがいだろうということで、資料集をまとめてみました。

この資料集の中身は、基本的にこれまでの有識者会議で各ヒアリングのときに使われた資料の中で有益と思われるものをピックアップしてございます。

例えば今申しました労金のセーフティネット貸付の仕組みにつきましては、恐縮でございますが、資料集の20ページをお開き頂きますと、20、21ページに今申しました労金のセーフティネット貸付の取り組みの概要が書いてございます。本日、ここで有識者会議としてこの報告書

が取りまとめられまして、対策本部に報告された暁にはこの資料集を含めて広く公表されることによりまして、どなたでもホームページからアクセスできてこういう資料が見られるということで、広く国民の皆さんにこのような活動の状況、それからこういうセーフティネットがあるんだということが知らしめられれば非常にいいのではないかとということで、このような工夫をしてみました。

次に、6ページでございますが、これも新しい取り組みとして、市と金融機関が連携してセーフティネット貸付を行う。つまり市が提携金融機関、志のある信用組合、信用金庫に資金を預託してその信用金庫、信用組合がレバレッジをきかせて多重債務を抱える市民に対して資金の貸し付けを行うということでございます。

これは例の宮城県栗原市の例でございますが、これにつきましては資料集の23ページ、24ページに栗原市ののぞみローンの仕組みの概要が書いてございます。

また、そのほかさまざまなお意見がございました、例えば、きめの細かいフォローアップが必要であるとか、家計把握をまず可能とするような指導が必要であるというような意見がございました。

次に、事業者向けのセーフティネット制度につきましては、6ページから7ページにご意見が書いてございますが、特に7ページにございますような事業者向けの多重債務相談、中小・零細企業の多重債務者が安心して相談に訪れ、相談のきっかけを得られるよう相談窓口の整備を図っていくことが必要でないかというご意見がございました。これは後ほど第3部で書いてございます。

あとは、事業者向けセーフティネット制度の充実ということでございます。

次に、多重債務プログラムの3番目の柱でございます金融経済教育の強化に関する問題でございます。

これにつきましては、現行の教科書でも消費者問題ということで多重債務問題が取り上げられてきているということ、また一方で今後さらに金融経済教育の教材の作成、よい教材の作成とか教職員の方々に対する研修の機会の充実も必要ではないかというご意見もございました。

また、さらには中高生を対象とした金融経済教育、これは相当今行われてきておりますが、そのみならず、実際に多重債務問題に直面する社会人、大学生に対して金融経済教育のさらなる拡充を図っていくことが必要ではないかというご意見があったところでございます。

次に、8ページでございますが、4つ目の柱のヤミ金対策でございます。

これにつきましてはまずファクトとして、苦情件数、金融庁、財務局、都道府県に寄せられ

る無登録業者に係る苦情件数、また弁護士会のほうに寄せられてくるその件数、どちらを見ても平成15年度前後をピークに、その後一貫して減少傾向になっている。

これにつきましては、先ほど申しました資料集の34ページをお開き頂きますと、日本弁護士連合会のほうから頂きました資料でございますが、これを見ると確かに平成14、15年をピークにヤミ金の相談件数が減ってきている。同じように、行政に寄せられる苦情も減ってきているということでございます。

さはさりながら、次の32ページを見て頂きますと、ヤミ金の検挙件数でございますが、これは警察庁のほうからお出し頂いたものでございますが、ヤミ金事犯の検挙件数につきましては、引き続き高水準で推移しているということでございます。

したがって、8ページに戻って頂きますと、このような高水準で推移しているということを見ますと、やはり今後とも引き続き取り締まりの強化、それからヤミ金被害の危険性について注意喚起を図っていく必要がある。また、さまざまな対策も期していく必要があるということがご意見としてございました。

次に、これは多重債務全般に係る主なご意見、それからファクトでございますが、8ページが一番下でございますが、いわゆる借り入れ件数が5件の方々の推移がどうなっているのかを見ますと、8ページから9ページに書いていますように、平成19年3月末では171万人あったのが、平成21年3月末には72万人に減少しているということでございます。

これにつきましては、資料のほうでは35ページ目以降に書いてございます。35ページ目を開いて頂きますと、今私が申しましたように、平成19年2月からずっと統計が出ていますが、平成18年3月からの数字、5件以上の件数ですが、D-①というところでございますけれども、これが171万人だったのが、ずっと見ていきまして平成21年3月になりますと72万人まで減ってきている。

ただ、一方で上のほうのD-②、1件・2件の者につきましては、平成19年3月末では725万人であったのが、平成21年3月末では764万人になっているということで、むしろ増加しているという傾向にあるということでございます。

それからもう一つ、そういうファクトが9ページに書いてございますが、vでございますが、先般、日本貸金業協会にも来て頂いてヒアリングを行いました、そのときに貸金業協会が行ったアンケート調査というのがございました。それは46ページに掲載させて頂いております。

資料集の46ページ、47ページでございますが、ここに書いていますように借入額の合計が年収の3分の1を超えているという質問に対して、超えている方が44%あったということでござ

います。また、次の47ページでございますが、改正貸金業法の内容を知っている、または詳しい内容はわからないけれども、ある程度知っているという方を合わせても21%ということで、少数にとどまっているというファクトも先般のヒアリングでわかったところでございます。

報告書のほうにもそのことを9ページのvに書いたわけでございますが、続きまして貸金業者の現状についてもヒアリングの結果を書いてございます。

この点については資料集でいきますと38ページ目以降に貸金業者の状況、それから最近の貸し付けの状況が書いてございますが、時間の関係で説明は割愛させていただきます。

次に、10ページでございますが、これは多重債務改善プログラムの平成20年における関係省庁、関係機関の取り組みの状況と平成21年度においてどのようなことを実施する予定かということについてファクトを並べたものでございます。これにつきましては詳細に渡るものでございますので、説明は割愛させていただきます。基本的に先ほど申しましたプログラムの4つの柱につきまして、相談窓口の整備・強化に関する取り組みと今後の取り組み、それから12ページ目以降にセーフティネット貸付の取り組み状況と今後の取り組み、それから15ページ目以降が金融経済教育の平成20年の実施状況と取り組み、16ページがヤミ金に関する取り締まりの状況と今後の取り組みでございます。

18ページ目以降が第3部ということで、有識者会議におけるヒアリング結果及び多重債務問題改善プログラムの実施状況を踏まえ今後重点的に取り組むべき事項について書いたものでございます。

まず、18ページの真ん中から下のところでございますが、相談窓口の整備・強化についてでございます。

第1点は、財務局、都道府県、市町村の連携強化ということでございます。

相談窓口の整備は進んでいるが、依然として市町村の整備の度合いに違いが見られることから、財務局等や都道府県からの必要な支援を受けられるようにさらなる連携強化が必要ではないか、また地域によっては相談者がなかなか地元の相談窓口に行きづらいという環境にあることも考慮し、近隣の自治体が相互に相談を受け付ける体制を整えることも必要ではないかということでございます。

第2番目は、各都道府県に設置されております多重債務者対策本部（協議会）に、多重債務問題に取り組んでいらっしゃる団体の積極的な参加を求めていくことが必要ではないか。例えば労働金庫や社会福祉協議会の参加を促すことが必要ではないかというご意見でございます。

次に19ページにいきまして、先ほども出ました事業者向けの相談窓口の整備でございます。

19ページの③でございますが、上から6行目でございますが、中小・零細企業の経営者による相談窓口の利用が進んでいないとの実態が見られる。こうした実態を踏まえ、中小・零細企業が利用しやすい事業者向けの相談の体制を整備することが必要ではないか。例えば、まずはパイロット・ケースとして多重債務者相談強化キャンペーン、今年も実施する予定でございますが、そのキャンペーンにおきまして事業者向けの相談もあわせて実施してみることが考えられるのではないかと。また、こうした事業者向け相談においては、公的機関や経営の専門家等との連携を進め、中小・零細企業が公的な支援を受けやすくすることも必要ではないかというご意見でございます。

4番目は、相談員の方に対する研修・情報等の提供の充実ということでございまして、適切な相談を行うためには相談員の方の知識、相談技術の向上が不可欠でありまして、相談員の方に対する国その他関係機関からの情報提供、例えば制度とか判例、判例につきましては私ども金融庁のほうでも最高裁の判例が出るたびに私どもにおります弁護士資格を持っている者とも相談しながら、また法務省とも相談しながらなるべくわかりやすい判例の解説を作成いたしまして、都道府県、市町村に配布しているところでございますが、そういう情報提供ですとか財務局、都道府県、市町村による研修体制の充実が必要ではないかということでございます。

次に、5番目として、多重債務相談窓口と他部局、他機関との連携ということでございます。

例えば、多重債務者は経済的に非常に困った状態にありまして、税を滞納している可能性も高い。こういうことから、市町村が把握している税の滞納者について多重債務状態に陥っていないかどうか確認を行うというようなこと、こういう多重債務問題への能動的な働きかけを行うことによりまして、多重債務問題の早期発見ができるということでございます。既に幾つかの市町村で取り組みがございしますが、ぜひこのような多重債務相談窓口と徴収部門の連携が必要ではないか。

また、それ以外に多重債務相談窓口と福祉部門、社会福祉協議会、自殺対策部門との間の連携を一層強化することによりまして、まさに相乗効果と申しますか、セーフティネット制度の円滑な利用を促進し、また自殺の防止を図る。片や、多重債務問題に陥っている方を把握し、相談窓口へ誘導していく、そういうことが必要ではないかというご意見でございます。

次に、プログラムの2つ目の柱のセーフティネット貸付についてでございます。

19ページ以下に書いていますが、特に中小・零細企業向けのセーフティネット貸付制度の拡充を図っていく必要があるということでございまして、20ページにいきまして、まずは岩手県消費者信用生活協同組合、またグリーンコープ生協など、消費者向けのセーフティネット貸付

を行っている生協等の非営利機関は徐々に拡大してきております。これがさらに全国的に拡大していくために、こういうことをやっていますという取り組みの事例の周知を図ることが必要ではないか。また、こういう貸し付け事業を行っている非営利機関が外部からも資金調達を円滑に行うような仕組みというものを検討すべきではないかということでございます。

次に、セーフティネット貸付における協同組織金融機関の役割ということでございます。

例えば小規模の事業者・消費者の相互扶助を使命とする協同組織金融機関がその原点に立ち返り、事業不振の中小企業経営者や多重債務者に対するきめ細かい対応や地域で生活支援活動を行っている団体に対する協力、支援を行う生活基盤支援機能を果たすことが期待されるのではないか。またその際、既に取り組み事例が見られるように、地方公共団体との協働、まさに栗原市とか岩手県の例でございますけれども、そういう地方公共団体との協働も考えられるのではないかということでございます。

次に、広報の重要性でございます。

やはりセーフティネット制度そのものの拡充とあわせて、既存のセーフティネット制度について本当に必要な人に情報が届くような広報が必要ではないか。また、多重債務問題に関わっていらっしゃる相談員の方、弁護士の先生、司法書士の先生などに対しても、こういうセーフティネット制度がありますという情報を提供するというのも必要ではないかというご意見でございます。

3番目が、金融教育の強化でございます。

第1点は、先ほども出ました、まさに現に多重債務問題に直面している大学生、成人向けにも多重債務問題に陥らないための教育、家計管理の指導等のさらなる充実が必要ではないかということでございます。

また、相談窓口の相談員の方につきましても、債務整理の手続等のアドバイスのみにとどまらず、生活再建のためのアドバイスや、再び多重債務に陥らないためのアドバイスが行えることが望ましく、そのための金融、生活経済の幅広い知識の習得をして頂くために相談員の方の研修の充実が必要ではないかということでございます。

21ページにいきまして、4つ目の柱のヤミ金の撲滅に対する取り締まりの強化でございます。

手口の多様化等への対応がございますので、まずは各都道府県警察における集中取締本部の体制を継続し、引き続き強力な取り締まりが必要ではないか。また、弁護士会、司法書士会、多重債務者支援団体等と連携を図ることも重要ではないかというご意見でございます。

さらに、手口の多様化に対応した取り締まりとして、電話警告、携帯電話の契約者確認、預

金口座凍結など、ヤミ金の被害防止に資する取り組みを進めていくことも必要ではないかというところでございます。

最後にその他、この4つの柱に属さない全体的なものとしてのご意見として、1つは貸金業法の内容の周知・徹底。要するに、先ほどのアンケートでもまだ十分知らない方が多いということでございますので、改正貸金業法の内容を正確に周知していくという観点から、さまざまな媒体を活用した広報活動を推進していく必要があるのではないかと。

2番目は、ある意味ではまさに本質的な問題でございますが、多重債務問題というものは失業対策、それから各種社会保障施策等の社会政策や中小・零細事業対策等とも密接に関係する問題であり、貸金業法のみで対応することにはおのずと限界がある。このような点を踏まえ、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置づけ、この秋にも設立される消費者庁の関与やそのために必要な体制を含めて内閣一体としての取り組みが可能となるような検討を行うことが必要ではないかということでございます。

3番目は、この有識者会議でもご意見が出ましたが、多重債務者を取り巻く定性的なデータ及び定量的なデータをより一層収集することに努めまして、そのデータの分析を通じまして多重債務問題の現状を的確に把握し、その解決に向けて一層の推進が図られていくことが必要ではないかというご意見でございます。

以上、簡単でございますが。

○吉野座長 ありがとうございます。

以上が大体、多重債務問題改善プログラムの実施状況についての報告（案）でございます。

それから、宇都宮先生のほうから提出資料がございますので、もし先生から追加、あるいはご説明があればお願いしたいと思います。

○宇都宮委員 今、参事官のほうから説明された中の論点ともほぼ重複していると思えますけれども。

○吉野座長 皆様のお手元に「宇都宮委員提出資料」というのが入っていると思えます。

○宇都宮委員 今の参事官の説明で、ほぼ触れられているのかなというふうな感じがしました。

相談体制については徴収部門と他部門との連携とか、それから相談と融資を絡めた体制が必要だということとか、あるいは生活福祉資金の貸し付けの充実の関係で、社会福祉協議会を多重債務者対策協議会のメンバーに入れたらどうかというような点は先ほど触れられたと思えます。

それから、総量規制対策については、先ほどの改正貸金業法の内容の周知・徹底のところ

入るのかもしれませんが、今回のアンケートによっても、既に年収の3分の1を超えて借りている層がかなりいると思われますので、これは有識者会議の議論の中でも出てきたと思いますけれども、その辺の周知・徹底とか、あるいは完全施行に当たって業者側が貸しはがしとか、督促の強化にわたらないような指導を求める必要があるのではないかという点を加える必要があるかなと思っております。あわせて、年収の3分の1を超えた借入者に関しては、カウンセリング機関の紹介も徹底すべきであるということです。

それから、ヤミ金対策は先ほどのところで、相談体制の中ではやはり個人の多重債務者に対する相談というのはかなり行き渡ってきていますけれども、先ほどの参事官の説明にありましたように事業者向けの相談というのが非常にまだ弱いということで、この辺の強化をどうするかということが大きな課題になっていると思います。あと、自殺対策との連携は、先ほど参事官も指摘されたとおりです。

全体として、金利規制も強化されて完全施行に向けて今準備されていると思いますけれども、低所得・生活苦を高利で補ってきた層が高利に頼らなくてもいい体制をつくるには、やはりセーフティネット貸付をいかに充実・強化していくかということがすごく重要だと思います。

それと、そういう強化している内容が本当に必要な人に届くような、先ほど広報の徹底ということを行いましたけれども、その辺をどうするかというのはすごく現場の者としては重要ではないかと思っています。

私、実は年越し派遣村の活動にも参加したんですけれども、この間の活動を通じて生活保護というのはかなり現場でも、職をなくしたり収入がなくなった人に対する救済制度として利用できるし、利用の仕方はかなり広がってきているんですけども、生活福祉資金というものはあまり我々の周辺でも利用した人もいないし、利用の仕方をどうするのかというのはあまり知られていないんですね。それは多重債務者の被害者団体もあまり利用していない。緊急小口資金については利用しているところもややありますけれども、生活福祉資金制度そのものがあまり知られていないのではないかと思います。その辺をホームページで掲げて周知させるという方法もありますが、広く普及して利用しやすい制度になるようどう徹底していくかというのは大きな課題になっていると思います。

実は弁護士でも、生活福祉資金というのはあまり利用した人はいないんですね。生活保護は弁護士会も最近相談体制をつくって、申請同行なんかやるようになってきていますけれども。その辺のセーフティネットの充実、一方で国の体制の充実と同時に、それを利用するほうが利用しやすいように情報の提供などを徹底していく必要があるかなと思っております。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

生活福祉資金に関しては、寺尾課長のところで扱われているのではないかと思うんですが、広報に関してもコメントがございましたらお願いしたいんですが。

○寺尾地域福祉課長 今回の平成21年度補正予算において、生活福祉資金についても必要な改善を行いました。連帯保証人がなくても貸せるようにいたしましたし、金利の引き下げも行うこととしております。

広報につきましては、この制度が低所得者対策ということで、社会福祉協議会が生活相談の中の一つの方法・手段として生活を立て直すための融資をするということになっており、資金を貸すことが一つの目的でつくってある制度というよりは、低所得者の生活をフォーマルなサービスと貸付けを組み合わせることによって、低所得者の方々、あるいは障害者の方々が地域で自立した生活が送れるような仕組みを社協にお願いしているところでございます。

そういう意味では、多重債務だけを対象に行っているわけではございません。これを低所得者以外も含めた貸付というようにしますと、社会福祉法でいう社会福祉事業でなくなってしまうという難しいところがあり、そういう点を踏まえながら実施している制度でございまして、広報としては都道府県に対して全国の課長会議等で申しておりますし、社会福祉協議会においても広報するようにしております。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 厚労省のほうが社会福祉協議会に伝達するのはいいんですけども、地域の住民とか市民、そういう人たちがこの制度を知る機会というのはどういう形での広報で皆さん知ることになっているんですかね。

○寺尾地域福祉課長 先ほど申しましたように、地域において低所得でありますとか、障害をお持ちであるとか、そういう福祉を必要としておられるの方々に対して生活相談をしながら必要な資金をお貸しするというところでございますので、その窓口としては民生委員さんであるとか、地域の自治会の方々であるとか、社協職員がそういう方々と面接をして、必要であればそのときにこういう制度がありますという政策としてお知らせしているということでございます。

○吉野座長 宇都宮先生がおっしゃいましたように一番最初のエンドユーザーというか、そこにしっかり、こういうところを利用すればいいんだということは広報として言って頂くのが一番重要だと思いますので。

○宇都宮委員　そうですね。広報の媒体を自治体の広報誌にのせるとか、民生委員のところに相談したときに説明を受けるのはいいんですけども、もともと生活に困っている人がこういう制度を利用したいんだけどということで自分のほうからむしろ民生委員に相談するきっかけになるような、地域住民に対する広報というのをもう少し徹底される必要があるんじゃないかと思っているんです。

○寺尾地域福祉課長　その点につきましては、今回、こういう制度改正をいたしましたということで広報・周知を図るようにしていきたいと考えております。また、県を通じて社協の広報であるとか、市町村広報であるとか、そういうものには今も載せておりますし、そういう周知は今後とも図っていききたいと思っております。

○吉野座長　同時に、例えば国民生活センターの相談員の方々もこういう制度があることがわかれば、多重債務の方々に「こちらに行けばいいですよ」というふうに連絡できると思いますので、いろいろなチャンネルでの広報をぜひお願いしたいと思います。

それでは、全体に関しまして、あるいは個別の論点に関しまして。

池尾先生、どうぞ。

○池尾委員　ヒアリング結果を取りまとめて頂いたり、資料を取りまとめて頂いたり、実施状況についての資料をつくって頂いたりという点において、事務局の労を多としたいというふうに思います。非常によくまとめて頂いていると思います。

それで18ページからの部分に関して、主として2点ほど申し上げたいことがありまして、18ページからの総論の中で多重債務問題が大きな意味での社会問題であるという指摘とか、21ページの最後の②で同じように多重債務問題が失業対策云々と関連する問題なんだという指摘をして頂いていて、これは私なんかの意見も入れて頂いた形の指摘で結構だと思うんですが、そういう指摘を踏まえたときに、2番目の柱として掲げられている借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供というところなんですけれども。

前も一度同じ趣旨のことを申し上げたことがあると思うんですけども、お金が必要だというときに実は意味が2つあって、一つは資金繰りの必要ということであって、例えば一時的にまとまった額のお金が必要になって、それは長い期間にわたって平準化すればもちろん支払えるんですけども、一時に言われても困るという意味で資金繰りのためにお金が必要だという流動性の問題というんですか、経済用語で言えば流動性、リクイディティの問題としてお金が必要だという話のときと、それからお金が必要だというのはそもそも所得が不足しているからお金が必要だというときの意味があるわけですね。

前者の場合の資金繰りの話として問題があるのであれば、それはセーフティネット貸付という話でいいわけですが、後者の問題のときに貸し付けをしても問題は解決しないわけです。要するに、生活費の補填のために借入れをせざるを得ないというふうな状況があったときに、それは金利が安いほうがいいでしょうけれども、そもそも生活費が不足しているという場合にお金を貸してあげても、それは問題の解決には本質的にはならないわけです。だから、そういう意味で大きな社会問題だということだと私は理解していて、ソルベンシーの話のことですけれども、後者の意味でお金が必要だというのは要するに貧困の問題とかおっしゃった低所得の問題であって、貧困問題とか低所得問題と多重債務問題というのが関連していて、貧困問題とか低所得問題に対して有効な手を打たないと本質的に解決できないところがあるんだというのをやはりもう少し明確にしてほしいというのが1点目の希望であって。だから、2番目の柱に関しても、単に貸付制度を整備すれば問題が解決するかなのような印象を与えるのはちょっと逆効果だという気もいたしましてですね。

前半のヒアリング結果の取りまとめのところだと、5ページですけれども、セーフティネット制度ということでいろいろ挙げられている中に生活保護というのも含められた形で挙げられているわけですが、これは貸付制度ではないわけです。所得そのものを補う制度なわけですから。だから、資金繰りが必要な場合というのと、所得そのものを補わなければやっていけないという場合は、やはり明確に区別して対策を考える必要があって、貸金業法とか金融庁の守備範囲は前者の資金繰りの話にとどまって、金融庁に所得の補填の話まで考えろというのは無理なところがあるので、もっと内閣全体でほかの部署で検討すべきなんではしょうけれども、貧困問題とかと絡んでいるというところについてはもっとちゃんとはっきりさせたほうがいいのではないかというのが意見で。

関連して、今の政府全体としての貧困問題とか低所得問題に対する取り組み体制の概略をちょっとできれば教えて頂きたい。それが1点目です。

2点目は、宇都宮先生もおっしゃったことですが、狭い意味でのフォローアップということであればこれでいいんだと思うんですが、今後のことを考えた場合にやはり総量規制の実施へ向けての環境整備というのが緊急の課題であるということは、これも明示的に言う必要があって、宇都宮先生は優しいから、広報の一環に含まれるかもしれないというような形でおっしゃっていましたが、やはりそれはそういうレベルの話では多分ないので、本当に総量規制を予定どおり実施するのであれば、それを円滑にやるためには今からいろいろなことをやっておかないとちょっと大混乱とまでいかななくても、いろいろ問題を引き起こしかね

ない状況に客観的にあるのではないかというふうに思いますので、狭い意味のフォローアップという範囲を超えて、今後のことを言う話にはなるかもしれませんが、やはり総量規制対策についての重点的取り組みの必要性というのをもう一つやはり指摘しておく必要があるのではないかというふうに思う次第です。

以上、大きく2点について補足が必要ではないかということです。

○吉野座長 ありがとうございます。

両方の点とも非常に貴重な点だと思います。

まず、最初のほうのセーフティネットのところ、先ほど池尾先生がおっしゃった19ページの下のほうから、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネットで、ここが貸し付けだけになっていますけれども、一応20ページの③では一部低所得層へのセーフティネットの意味も入っていると思いますので、多分ここをもう一つ柱として少し膨らませて頂いて、先ほど宇都宮先生がおっしゃったような社会福祉協議会のようなところの広報活動というのと加えて頂ければいいのではないかと思います。

それから、どなたか今、政府全体のこういう所得の問題に対する対策はどうなっているか。金融庁の方ではちょっと難しいですね。そうすると、また寺尾課長でもちょっと難しいですかね。あるいは内閣府の方という、皆さんちょっととなってしまいますが。

本来であれば、おっしゃいますようにもう一つの大きな問題があって、そこはまさにセーフティネットである社会政策で見るべき層で、そこはローンの世界ではないというところはこの中ではっきり言ったほうがいいと思いますので。

○橘木委員 ちょっと質問よろしいですか。セーフティネットローンをやるということは、その人が働ける能力があって、何か事業をやる、そういうような見通しがあるから貸し付けをやるということなんでしょうか。厚生労働省がやっておられる生活保護というのは働けない人、もう要するに身体的にどうしても働けない人を中心にして生活保護をやっているわけで、金融庁のやられる仕事というのは、私の理解した範囲では、働ける能力のある人に対して貸し付けをやってそこで頑張ってもらって、今は生活が苦しいけれども、今後よくなるような方向というのを目指しておられるというのを強調されたら、池尾先生の話といわゆる生活保護との関係というのがもうちょっと明確になってくるのではないのでしょうかという印象を持ちました。

○吉野座長 ヒアリングの中でグリーンコープ生協とかでは家計簿をつけてもらうとか、いろいろなことをしながら支出の面を見るとか、そういうことをやりながら再生させていくというプログラムがありまして、そこはある程度の所得がある人だと思います。そういう意味では、

そういうセーフティネット貸付と、ずっと池尾先生がおっしゃっているようなまさに所得の低い方々への社会政策とそれは分けるべきだというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

大きな流れでも結構ですし、細かいところでも結構ですけれども。

○池尾委員 総量規制は。

○吉野座長 総量規制の問題。これは先ほど貸金業協会のほうの数字を小野参事官が示して頂きましたけれども、資料集の、どれくらい新しい法律について知っているかという比率が……小野参事官、お願いいたします。

○小野信用制度参事官 総量規制に関する環境整備のご指摘でございますが、もっともなご指摘であると存じます。ただ、この問題につきましては当然検討を行うのですが、それはもともと改正貸金業法の附則の中で明確に定められておりまして、附則第67条のところでは貸金業の改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態、また資金需給の状況その他の金融情勢、貸付金利の設定の状況、そのようなものを全て勘案して改正後の規定を円滑に実施するために、総量規制を含めた改正を円滑に実施するために構すべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う、と明確に定められております。したがって、これは当然行います。今後、政府として、きちっと行っていきたいというふうに考えています。

ですから、これはもうわざわざ書くまでもなく、附則で定められた政府に対する宿題と申しますか、義務でございますので、ここではあえて書かずに、むしろ「多重債務問題改善プログラム」という枠組みの中で考えたときにどういうことが必要かと申しますと、先ほどご説明しましたようにまだ十分総量規制等の内容についての周知が図られていない。また、先ほど宇都宮先生からご指摘ございましたように、それがどういう意味を持つのかということにつきまして、先程私は正しい周知と申しましたけれども、そういう意味での周知というものを図っていくことが必要だということで、意見として書かせて頂いたということでございます。

○吉野座長 データでいきますと先ほどの資料集の46ページのところに、これは日本貸金業協会のアンケート調査ですけれども、現在の借り手の状況では年収の3分の1を超える方が回答者の44%もおられるわけですから、それから先ほどの宇都宮先生のように貸しはがしみたいな問題というものもあると思いますので。

池尾先生、どうぞ。

○池尾委員 だから、今ご紹介頂いた附則にあるように、円滑に実施するために追加的な対策の有無を判断しなければいけないわけですね。私は、だから対策の必要性が大いにあるとい

う判断なわけでありまして、そこは有無を判断すると書いてあるからいいんだということにはちょっとならない。

○小野信用制度参事官 それは、ですからまさにこれからそのような点を含めて検討を行っていくんだと。いろいろなご意見があると思いますし、様々なデータを整備して冷静に議論していかなくてはいけないということでございます。

○吉野座長 来年の6月までの間に利用者とそれから業者の側に対して、これが本当に円滑に進められるかどうかというのは非常に大切な問題だと思いますので、ぜひ行政のほうでもきめ細かくその点は見ながらやっていただかないといけないのではないかと思います。

角田室長、何かございますか。

○角田金融会社室長 ご指摘の点は、ちょっと違う角度かもしれませんが、各貸金業者においても顧客対応という点で非常に今悩んでいる点でありまして、少しずつ軟着陸させていかなければいけないんですけれども、制度そのものについての周知の関係もあってなかなかご理解を頂けないということで、協会にも各会員から何とかならないかという話が多数寄せられて、その後、この4月から集中的に全国の中央紙、地方紙含めて、今度こういう制度が導入されるんですよということの周知を協会の費用でやろうということをやっております。

また、その後、協会にいろいろな問い合わせがあって一定の周知はできたんですけれども、またパターンと問い合わせがなくなってしまったので、第2弾もやっていかなければいけないだろうというふうに考えております。

それから、宇都宮先生にこのようにご指摘を頂いております期限の猶予の関係なんですけれども、判断の難しいのは、できるだけ早期に過剰な借入れ、貸し付けになっている状態を解消しなければいけないというニーズが一方であって、他方で期限の猶予をするということが逆側から見ると、できる限り貸し付けている状態を持続させるというような形で潜脱されるとまずいところもありまして、この辺の加減の仕方というものもよく見ていかなければいけないのかなというふうに考えております。

この問題は行政も、それから業界そのものも非常に重大な問題だということを認識しておりますので、きちんと取り組んでまいりたいと考えております。

○吉野座長 総量規制の場合、年収の証明書とか、主婦の場合にはご主人の同意が必要とか、そういういろいろな問題も出てきますので、そういうところもきめ細かくやって頂ければと思いますけれども。

ほかにごございますでしょうか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 4点ほどお願いといたしますか、意見も含めてなんですが、一つは丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の設置の問題、かなりずっと各市区町村にまで広がってよくなったなという感じはしておりますし、感謝申し上げます。

それで各都道府県の多重債務問題対策協議会に、この資料18ページでは労働金庫とか社会福祉協議会の参加を促す必要があるというふうにご指摘がされていて大変結構なことだと思うんですけども、多重債務者支援団体がどの程度参加をしているかということなんですけれども、現在、22都道府県の協議会に37の多重債務者支援団体、被害者の会が参加をしております。ほかの県では、入れてくださいということではあるんですが、なぜか入れてくれないところも間々ありますので、中間報告のまとめの中では多重債務者の支援団体ともぜひ連携をしてやって頂きたいという趣旨のことはぜひ盛り込んで頂ければありがたいと思っています。

とりわけ、ヤミ金対策の関係なんですけれども、東京都の協議会、私も委員になっていますが、そこではヤミ金対策については官民一体となって弁護士、司法書士、多重債務者の支援団体、あるいは生活センター、とりわけ警視庁の方も参加をして頂いて、新橋とか新宿、池袋でも一緒にティッシュを配ったりしてやっているんですね。警視庁の方も5名参加されていて、警視庁という腕章をつけて一緒にヤミ金撲滅のチラシを配ってくれているんです。これは非常に被害者にとってみると心強く思いますし、最近では警察に相談に行くと、借りたものは払えということはかなり言わなくなってきていて、返す必要ないという形で励まされている。ひどいところでは警告の電話などをすぐそこでやってくれるとか、非常に改善をされてきておりますので、引き続き、これは東京都だけではなくてほかの各都道府県でもぜひ多重債務者支援団体と警視庁、それから各機関との連携を進めるということがぜひ必要ではないかなというふうに思っています。

それから、セーフティネット貸付のやつですが、10月1日から施行ということで考えていてよろしいのでしょうか。せっかくできた生活福祉資金の貸し付けの大幅な見直し、改善がなされるわけですので、ぜひ政府挙げて広報、それから各都道府県の市区町村の出している広報にも大きく知らせていくことが大事だと思いますので、それはぜひして頂きたいというふうに思っています。

それから、個別なことになって恐縮なんですけど、SFCG、商工ローンと言われていたところが破産になり、その債権を日本振興銀行に債権譲渡しているんですね。この方も相談があったんですが、利息制限法で計算引き直しをすると、3年間取引しているというんですが、750

万円になるんです。SFCGが持っていた債権自体は約1,000万円。これは中小業者なんですね。債務者保護に基づく債権の取り立てということになると、一番初めの貸し付けからさかのぼって利息制限法で計算引き直しをする、これは義務づけられているんです。

ところが、振興銀行はなんと1,000万円でないとも認めないといって、750万円を主張するんだったらSFCGの債権を戻してしまうというような言い方で、しかも悪質だと私は思っているんですが、SFCGの社員だった人が振興銀行の社員になって書き換えを求めているんです。要するに1,000万円の貸し付けという書き換えで、金利は4.5に下がるということで本人としてみればいい話なんですけれども、750万円なのに1,000万円を認めざるを得ない。それを返してしまったら、事故登録されると商売をやっていくことができなくなってしまうというジレンマと申しますか、本当に悩ましいものがあるんです。ですから、ここは金融庁の方なのでそんなひどいことを振興銀行たるものが、銀行たるものがやるのかということ非常に腹立たしく思っています、これはぜひ指導をして頂きたいというふうに思っているところです。

それから、最後にもう一つ。改正貸金業法の完全施行日、公布からおおむね3年をめぐるといのが当初あって、法律的には施行規則の中で来年6月ということになっているようなんですが、先日の新聞記事を見ると来年6月に施行という方向で金融庁が動いているかに報道されていたように思っているんですが、このあたりはどのようなお考えでいらっしゃるのかご質問したいと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

全部で4つあったと思いますが、1つ目がヤミ金の問題ですけれども、これは先ほどからご議論のように社会的なセーフティネットをしっかりとヤミ金に行かないようにするということがまず大切だと思います。

ただ、データを見ますと2つのデータがちょっと違った動きをしております、資料集の32ページをご覧頂きますと、取り締まりのほうなんですけれども、ここではそれほど数は減っておりませんが、34ページのヤミ金の相談件数でいきますと激減しております、ですから相談件数だけを見ると大分減ってきているのではないかと思うんですけれども、取り締まりだけを見る限りはそれほど減っていないという2つのデータがあると思いますので、これからもヤミ金が本当にどういうふうになっているかというのはさまざまデータを見ながら見ていく必要があるかと思えます。

それから2番目は、生活福祉資金のことですけれども、これはまた寺尾課長で、いつからこれが開始されるかというご質問だったと思えます。

○寺尾地域福祉課長 厚生労働省といたしましては、全国の課長会議等では、10月をめどに実施しようということをお願いをしております。それはなぜかという、各都道府県、自治体で歳入予算、歳出予算を組まなければいけませんので、議会にもかけなければいけない。それと同時に、社協において貸付システムが全部変わるわけでございますので、その辺のシステム構築もしなければなりません。それにどうしても半年ぐらいかかるので、それでも大分厳しいようございますが、ともかく10月をめどに実施したいということで考えております。そういう作業を進めております。

それと周知につきましては、今後引き続き、広報等について努力してまいりたいと思っております。

○吉野座長 3番目はSFCGの問題ですが、角田室長、お願いいたします。

○角田金融会社室長 正確にはSFCGの問題というのは振興銀行の問題に今やなっているんだろうと思いますけれども、お尋ねの点は昨日も国会のほうで同じようなお尋ねがございまして、我々としては金融機関に対して法令遵守ですとか、顧客に対するきちんとした説明ですとか、そういったことを求めているところなんですということ、それから今立入検査に入っているという趣旨の答弁があったというふうに承知しております。

改めまして、この場でもそのようなご意見があったことを関係行に伝えたいと思います。

○吉野座長 4番目の改正貸金業法の完全施行についてですけれども。

○小野信用制度参事官 改正貸金業法につきましては、段階的に施行していくということで、1段階目は、いわゆるヤミ金等の罰則強化、第2段階が、平成19年12月でございますけれども、いわゆる取り立て規制の強化やまた自主規制機関の設立等でありまして、第3段階としては3つありまして、1つは貸金業の取扱主任者、いわゆるコンプライアンスオフィサーを完全施行のときには50人の従業員に対して1人の割合で配置することを義務づけておりますので、この資格試験を始めなくてははいけません。これは資格試験でございまして、試験をパスしなければ主任者になれないということでございますので、この資格試験を実施するというのが1つ。

2つ目が、貸金業者の財産的基礎要件を徐々に引き上げていく。まず、第3段階で財政的基礎要件を2,000万円に引き上げて、完全施行では5,000万円まで引き上げます。それが2つ目。

3つ目が、総量規制をやるためには借り手がどのぐらい、どの業者から借りているかということがわかりませんと正確な総量規制ができませんので、そういう意味での信用情報機関、きちっと情報を管理し、正確なデータの整備、管理を行うような指定信用情報機関の制度を設けなくてははいけません。これを導入する。これが第3段階でございまして、明日から第3段階が

施行されるということになっております。

次に来るのが完全施行ということでございますけれども、これにつきましては確かに本多委員ご指摘のような報道があったことは承知しておりますが、私どもは取材も一切受けておりませんし、そのようなラインに沿って決めたというような事実もございません。私どもとしましては、あくまでもこの第3段階の施行の実施状況、また各般の貸金業をめぐる整備状況等々を勘案しながら第4段階の施行をいつやるかということを決めていきたいと思っております、現時点において決めたという事実は一切ございません。

○吉野座長 先ほどからご議論のように総量規制とか信用情報機関がどう動いているかというのをしっかり見ながら段階的にやっていくことですから、それができればなるべく速やかにこれをやって頂きたいというのがこちらの気持ちだというふうに思いますので。ありがとうございます。

ほかにございますか。

草野委員、どうぞ。

○草野委員 私、4月から法テラスというところのお仕事をさせて頂いて、その中で幾つかいろいろなことに直面するわけなんですけれども、まずちょっと驚いたのは、例えば法テラスの事務所に来て窓口で相談をされる方が、自分の名前を書くときに手が震えているケースがあったりするというようなことを職員の方からお話を聞いたりします。つまり、やはりまだまだ問題を解決するための窓口というのが非常に敷居も高いし、どうしたらいいのかというふうに追い詰められている人がいかに多いのかというのを実感しています。

幾つかあるんですけれども、例えばコールセンターなどもやはり広報の効果というのが非常に大きくて、去年に比べると随分とコールセンターへのアクセスも増えているんですけれども、数字をご紹介しますと、そのうち金銭の借り入れに関する相談、うちほとんどが多重債務にかかわるものですが、それが全体の20%ぐらいです。ちなみに平成19年度では23%ですから割合としては減っていますが、ただ件数としてはアクセスそのものが非常に増えているので、数としては減っていないという状況です。実感としては、広報する、あるいは関係機関との連携を深めることでニーズが掘り起こされるという印象が非常にあります。それだけ眠っていて、まだまだご自身でも法的なアクセスとかそういうところへ届いていない、届く道筋を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのではないかなというふうに感じています。

あと、警察のほうに去年の秋から全国の交番に電話番号とかチラシを法テラスに関してのものを置いて頂きまして、それは職員のほうから改めてご協力ありがとうございましたというこ

とでございます。引き続き、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、法テラスに行けば必ず無料で問題の解決に至るんだというような形で相談にいらっしやって、ただそこには資力要件というものがあるので、そういうことがまだ関係機関全体に周知、認知されていない部分も間々ありまして、それが窓口でのちょっとトラブルにつながっているというようなことも聞いています。なので、ぜひ正確な業務内容を教えて頂けたらありがたいというふうに思います。

一方で、弁護士さんに相談する、あるいは法的な機関に相談すると値段も高いし、それからまだまだ怖いというような印象をお持ちの方には積極的に扶助が使えるというようなことを教えて頂ければ、ご紹介頂ければいいかなというふうに思っています。

先ほど広報の話が出たんですけれども、なかなかこういうことを実際必要とされる人のところに届けるというのはどこにとっても難しい問題でして、それは法テラスも抱えておりますけれども、ただ例えばこういう関係者だけの協議会の中でというよりは、先ほどございましたけれども、それぞれの市町村の広報紙への積極的なPRとか、さっきちょっとヤミ金の手口の多様化があるというお話があって、例えば私の印象ではオレオレ詐欺のようなものの手口については非常に具体的にこういうものがあります、新手の手口がいろいろと出てくるんですけれども、ヤミ金については最近はあまりそういえば、どういうものが今出ているのかというのを知らないなというふうに思ったりするので、具体的な手口をどんどん公表して行って頂きたいですし、私たちもそうですけれども、より提案型の広報みたいなものに積極的に取り組んでいく必要があるのかなということを感じております。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。では、今の関連でヤミ金の手口とか、警察庁の白川生活経済対策管理官、いかがでしょうか。

○白川生活経済対策管理官 警察庁でございます。

今、手口ということでのご質問でございますけれども、オレオレ詐欺というご指摘ですが、警察内部では振り込め詐欺と称しており、これにつきましては広く呼びかけるということに警察としても力を入れているところであります。

また、犯罪者の常としまして、次から次に手口を変えてくる、こういうようなところがあるものですから、特に振り込め詐欺につきましては、とりわけいつ何時被害に遭うかもわからないと、広く国民の方に知らしめる必要があるということで、大変力を入れております。

他方、ヤミ金につきましても、振り込め詐欺ほど頻繁に手口がどんどん変わっていくといっ

た形ではありませんが、やはり、県警を通じましてこういうような手口があるんだということの積極的な広報に努めているつもりですが、なかなかそれが結果としてメディアのほうに具体的にあらわれにくい面がありますので、そこは引き続き力を入れて事件の広報に努めてまいりたいと思っております。

○吉野座長 ありがとうございます。

あと、法テラスに関してはどなたがいいでしょうか。法務省の方、それとも宇都宮先生か。法務省の方、もし法テラスに関して。

○山崎司法法制部部付 法務省でございます。

今、草野委員からいろいろ広報の話もございまして、まさにそのとおりなんでございますが、いろいろ相談窓口があるということの認知度を上げるというのは非常に重要なことだと感じておるところでございます。

先般、内閣府のほうで行われた法テラスの認知度調査でもまだまだ認知度が十分でないことがわかっています。昨年、法テラスにおいて行った認知度の調査、すなわち法テラスの名前を知っているかとか、業務内容を知っているかということなんですが、それでも22%ぐらいだったと思います。ことしの内閣府の調査でもまだ3割にいかなかったというところもありますので、認知度を上げるため法テラス側でもしっかり取り組んでいかれるというふうに承知しておるところでございます。

○吉野座長 ほかにございますか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 改正貸金業法の本格施行に向けてのカウントダウンが始まっているこの時期にこういう形で現状をまとめて頂いたことに対して、まずお礼申し上げます。

網羅的に抽出されているというふうに思いますけれども、今必要なのは必要論だけではなくて、具体的にどうアクションを起こしていくかということではないかと思います。ハードといいますか、どのようにやるか、いつまでにだれがその責任を持つのかということに関して、もう少し具体的にここで決めていかなければいけない、あるいはいろいろなところからご意見を伺わなければいけないところがあると思います。特に連携ということがうたわれているんですが、連携の責任の主体がどこなのかということが非常にわかりにくくなっています、ここが問題点だと思っています。

それから、重点的に取り組むべき個別事項の書きぶりの中でぜひ入れて頂きたいのが、各種の依存症の問題なんです。先ほど、セーフティネット貸付のところでは資金繰りと貧困の問題だ

というふうに出ていたんですけれども、DVとかアルコールとかギャンブルとか心の問題のことが書かれていないのは少し問題かなというふうに思いました。この多重債務者対策本部有識者会議が始まったときには、そういう特殊な問題ではなくて普通の人がかかり得る問題として世論の関心といいますか注目を集めるような活動をしていったわけなんですけど、依然としてその問題というのはあります。

参考資料の14ページのところにグリーンコープ生協ふくおかの多重債務相談状況の面談者の債務原因というのが書いてあるんですけども、平成19年度から20年度までの変化を見た場合に、遊興・ギャンブル・飲食というのが増えております。ここだけではなくて、グリーンコープの人たちともよくお話をするんですけども、そうではなく生活費とかカーローンとか住宅・物品のところ、こういうところの方たちも実は今の依存症とか心の問題が潜んでいるケースが多くて、そこを解決しない限りは単にお金を貸すことで解決していかない問題が多いというふうに認識しております。ですから、重要な取り組み事項の中にどう入れるかということ工夫する必要があると思います。

特に、連携強化のところ、現実には依存症などを解決するための民間ボランティア団体なんかもありますし、あるいはもう少し医療の専門的なカウンセリング機関とか、そういうところに送り込まなければいけない必要もあると思うので、そういうところとの連携の必要性をきちんと書いて実効性を確保していくということが必要だと思います。

それともう一つは、重点項目の取り組み方のところで、今も生活福祉資金の貸し付けが拡充するということでしたけれども、やはりそのお金がきちんと公的なお金が有効に使われて戻ってくるということと、それと関連してやはり多重債務に陥った方の再発防止、それから新たにそういう人たちが現れないための未然防止の取り組みというのが非常に必要だというふうに思っています。そこは教育とか相談体制の支援のところ研修だとかという形では書かれているんですけども、これは実際に具体的にやろうと思うとかなり大変なことだというふうに思います。

中に先ほど、例えばセーフティネットのところグリーンコープがやっている試みとして家計の把握であるとか、きめ細かいフォローアップであるとか、債務整理後のサポートだとか、そういう意見があったというふうなご説明だったんですけども、本来ここをやらないとこの問題の根本的な解決になりませんので、これに対してどうやっていくのかということも私は有識者会議の今後の課題として取り上げて頂きたいと思います。これに関しては、例えばフランスが70年代に非常に多重債務問題が噴き出したときに、国として法改正を含めさまざまな対応

をしていったわけなんですけれども、そこでも生活再生のための支援のサポートの仕組みというのはいろいろ考え、専門の公務員を育てるような仕組みをつくったりしております。

そういう過去に頑張ったという問題もありますし、フランスは今貧困問題に関しても国が対応しようとしておりますので、グリーンコープの人と福祉と私、数名で調査・研究をしようということで9月にフランスに行く予定で今取材の前準備を始めているんですけども、それは帰ってからご報告はしたいと思うんですが、日本としてもやはり何でも今あるものだけでやろうということではなくて、国として何らかの法整備が必要になってくるところにまで私は来ているように思いますので、そのあたりも検討の課題に今後加えて頂きたいと思います。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

そうしますと、今のご意見は多分20ページのちょうど③というところに恐らく今の心の問題とか依存症みたいのを加えさせて頂いて、そういうところに対しては民間のボランティアとか、医療カウンセリングとか、そういうところもあるんだというのを少し加えさせて頂ければと思います。

それから、再生とか未然防止というところは恐らく金融経済教育の20ページの下の部分のところに入るのと、それから20ページの一番上の今ご指摘のグリーンコープのあたりのところにご意見を入れさせて頂ければと思いますので。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

須田委員、何かございますか。

○須田委員 2点あるんですけども、一つは、話がもう一回戻ってしまうのかもしれないんですが、総量規制対策のところなんです。

第4段階にいつから入るかまだ決めていないというようなお話でしたけれども、実質的には総量対策的な動きというのは貸金業者のほうでもう始まっておりますよね。ここ最近私ちょっと感じているんですが、マスコミ論調と言ったらいいんですか、全部ではないですけども一部、一部というにはかなり大きくなってきてはいるんですが、借りられなくなるとか、貸せなくなるというような、いたずらに消費者をあおるような論調であるとか指摘がかなり出てきているんですね。そういったところを見ると、かなり不安に思っている方々というのは相当いらっしゃるでしょうし、先ほど申し上げたように現実問題、業者サイドがそういう対応をとっている中で、もう借りられなくなっている総量規制の影響を受けているような人たちが出てきているのではないかなと、ちょっとこれは想像の域なんですけれども。その辺の実態把握をきち

んとするとともに、もう少し総量規制、しかもマスコミサイドで出ているような動きを見えますと、総量規制の問題が言ってみれば資金需要者というか、借り手側に大きなマイナスの影響を与える。したがって、改正貸金業法自体が問題があるんだと、貸金業法を改正することにもそもそも問題があったんだというところにつながりかねないような論調というのはあるんですね。そうすると、今回の法改正の根幹を揺るがしてしまうような、国民サイドがそういうような認識を持ってしまうと根幹を揺るがすような状況になりかねない。ですから、やはり正しい意味合いと言ったらいいんですか、その辺をもう少し周知徹底するような手段を現時点から考える必要があるのではないのかなと。

とともに、問題が発生しているのであればそれをどこでその問題、ある意味での縮小と言ったらいいんですか、借り手側の被害状況と言ったらいいんですか、受け入れるべきなのか、その窓口。ですから、言ってみれば各都道府県の多重債務者相談窓口が適切なかどうなのか、多重債務状態に陥っていて大変だと、返済を迫られて大変だという人はそこに誘導されて行くかもしれないけれども、借りられないといった問題点をどこに相談を持っていったらいいのかというところがなかなかちょっと不明確なんではないかなと。そういった改正貸金業法完全施行に向けての発生している問題に対して、相談窓口等々どこにするのかというのをきちんと決めておいたほうがいいのではないかなと私は思います。

そしてもう一点、ヤミ金の問題なんですけれども、今日はたまたまちょっと持ってきたんですけれども、実はここ1カ月、2カ月の段階でいろいろと私も取材というか情報収集してみますと、例えば中央区、千代田区あたりでもうこういったチラシが配られているんですよ。特別融資キャンペーン、実名を言うとさくら信用。電話番号を見れば080から始まるので、間違いなくこれはヤミ金だろうと思われるんですけれども。ですから恐らく先ほど申し上げたような総量規制の問題が出てくる中でこういったヤミ金の問題というのはかなり大きくなってくるんでしょうけれども、要するに問題が発生した段階で、つまり借りて被害に遭ったというような段階でアクションを起こすというのも、また話が後手後手に回ってしまうのではないかなと。

ですから、周知徹底とか広報とか前に話が出ていますけれども、やはり市民と情報の双方向のやりとりというのが必要になってくる。ですから、言ってみれば市民側からの情報提供ですよ。そういったものが必要になって、その問題が発生する前に問題解決に至るようなそういう仕組みというのを構築しておいたほうがいいのではないかなと。

もちろん総量規制の問題の窓口にしても、後者の問題にしても、窓口設置なんていうことになるとまた予算措置の問題等々もあって難しい問題等もあるので、既存の窓口を利用できれば

それで構わないんですが、こういった問題が発生したときに、あるいは市民の関心を高めていくためにもそういった情報があればこういったところに提供してほしいというような、多重債務問題解決へ向けて行政であるとかが一方的にやるというよりも市民、地域社会協働でやっていくという意味合いを持つ意味でも、そういった情報の双方向のやりとりの窓口というのも決められたほうがいいんじゃないかなというような感想です。

○吉野座長 2点ともどうもありがとうございます。

1つは、総量規制でいろいろな問題が起こったときにだれがきちんと答えてくれるのか。そうしますと、相談員の方々にもこれをうまく周知徹底しませんといけないと思いますし、先ほどの宇都宮先生の貸し渋り、貸しはがしの問題も出てくると思うんですけども、いかがでしょうか。

角田室長、何かございますか。

○角田金融会社室長 借りられない人に対して貸金業者がまた接触するというをとめるのが私のほうの仕事なものですから、少し広くとらえて考えなければいけないと思うんですけども、どういう対応が可能かについて、ちょっと貸金業に対する監督として何かが実現する世界ではないと思いますので、どういう形でどういう方とご相談していったらいいのかも含めて考えたいというふうに思います。

貸金業者をコントロールすることによって、今ご指摘されたことがおさまるといような簡単な話ではないと今受けとめましたので、どういう形でどういう方とご相談していいのかも含めて考えていきたいと思っております。

○須田委員 財務局なんかには本省というか本庁にもあると思うんですが、銀行取引のトラブルの苦情窓口がありますよね。そういった形は設けられないのか。

つまりちょっと私が懸念しているのが、ここ最近、貸金業界の中の論調として、なぜあなたが借りられなくなったのかという点については、理不尽な改正貸金業法という理由があるからだというようなことを言えという論調もあるんです。そういった中で非常に誤解を招くような動きが起こりかねないのではないかな。だから、金融庁が業者サイドを指導したところでその辺の正しい理解の周知徹底が図られるかどうかというちょっと懸念を持っているものですから、そういう指摘をさせて頂いたんですが。

○角田金融会社室長 そのうちまた公表されると思いますけれども、いろいろな今パブリックコメントとかもやっぴまして、総量規制で融資ができないということ自体は、それは仕方がないですよという趣旨のことを質問でされてくるんですけども、それはそれでルールとし

て制度趣旨とか十分周知して、なぜ貸すことができないのかということをしきりと説明して頂く必要はありますよということをコメントとしてお返ししておりますし、また変な形で法律の責任というか、法改正のせいにされないように法改正の基本の趣旨のところもきちんと説明して頂いて顧客に納得してもらおうということが大事だということも、これまでも申し上げてきたつもりではあるんですけども、引き続き申し上げていきたいと考えております。

○吉野座長 須田委員なんかチラシをお持ちですけども、ああいうのは警察庁としても、市民からいろいろな通報を見ながら対策を立てられていらっしゃるということでよろしいんでしょうか。

○白川生活経済対策管理官 ちょっと個別の事案については承知しておりませんが、そういうお話があれば私ども担当の警察、この場合ですと警視庁になると思いますけれども、中央区、千代田区でそういった実態があるのかどうか、もう一度調べるように情報としては伝えようと思っております。

そういった形で情報提供頂ければ、私どもその内容に応じて、そしてその管轄に応じてその情報を伝達してしかるべく対処するようにして、私ども警察の内部でも情報を交換するように心がけているところであります。

○吉野座長 翁委員、いかがでしょうか。

○翁委員 ほぼ皆さんがおっしゃったことと重複するんですけども、私も2点申し上げたいと思います。

一つは、最初にやはり池尾先生がおっしゃった、この問題は貧困問題、社会問題と密接に絡んでいる問題ですので、いわば金融的なやり方で取り組むべき問題と根本的な貧困の問題をどう解決するかという問題、両方やっぺいかないとならないというように思います。ホームレスの方なんかほとんど多重債務の問題を抱えてそういう状況になっているというふうに伺いますし、そういう方を支援されている方も、まずその問題をクリアすることから入っていくというようなことも聞きます。やはりその意味で貧困の問題、そういった社会問題の解決ということと同時にやっぺいくんだという政府全体としてのそういう取り組みを示していくということが一つ大事な点だと思います。

それからもう一つは、やはり今須田委員もおっしゃいましたけれども、来年度に迫っております総量規制に向けてどういうふうに取り組んでいくのか、これは非常に重要だと思います。お示し頂いているデータもどのぐらい周知されているかというのも非常に母集団も小さくて、これがどの程度の参考になるのかなという感じもいたします。実際にどの程度の方々がこの問

題を知っているのかということについてももう少しきちんと調べられるデータがあればというように思います。

データをきちんと把握していくということと同時に、やはり多くの方は非常にこの問題に不安を持っているというのは本当におっしゃるとおりだというように思います。制度の趣旨をきちんとどういうふうに広く広報していくのかということが非常に重要であるというように思います。いたずらに不安をあおるような形になってはかえって逆効果だというように思います。いかにうまくその趣旨を徹底して行って多重債務問題を解決していくのかということに意を砕いてやって頂くことが非常に重要ではないかというように思いますので、よろしく取り組みのほどお願いしたいと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

資料集の今の46、47ページですと、翁委員がおっしゃいましたように貸金業法改正の認知度というのが出ておりますけれども、データの数が3,300で、よく知っている人が2.5%、それから内容はわからないけれども、ある程度知っている人が18.4%というふうになっておまして、ほとんど知っている方がおられないという、少ないサンプルですけれども、こういうことで、それから46ページの上のほうです。

先ほど申し上げましたけれども、44%の人が総量規制に引っかかってしまうということにもなりますので、私なんかここで計量分析やろうと思うときに一番困るのは、きちんとしたデータがないんですね。それはやはり登録制と免許制の違いでないかと思うんですけれども、銀行部門というのはもっとたくさんデータがあるんですけれども、そういう意味ではいつも池尾委員がおっしゃっているようにいろいろきちんとしたデータをそろえながらこの総量規制がどういうふうに動いているのかということも常に把握していかななくてはいけないと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

松田委員、何かございましたらよろしいでしょうか。感想も含めてで結構ですから。

○松田委員 何か今さらという気もしないわけではないんですけれども、私は既に多重債務に陥っている方々の救済とか再生とかに対する取り組みというのは、この審議会に参加してから着実に進んでいるという認識を持っております。ただ、将来の息の長い話をすればこういうものを出さない、多重債務者にならないという予防をする、抑制をするということにやはり力点が置かれるべきだろうと考えているわけです。現実にある債務者をいかに救済して再生させるかという施策とは別に、この項で言えば第3のところですが、多重債務者発生予防のための教

育の強化というところにももちろん含まれるわけですが、これは資料を見ていると、ホームルームではいろいろ難しい問題があるので無理ではないかというようなことのご意見を書かれているわけです。

ただ、私はやはり基本的にはこれは企業でも個人でも、「返せない金は借りない」という大原則を徹底させることだと思えます。短いキャッチフレーズでわかる話だと思う。これはある意味では近代法の普遍的なものではないか。それを超えていろいろな事情があって今の多重債務者の問題になっているんだけど、まずは健全な青少年、健全な大学生・企業人、そういう方々にそういう意識をもっと簡潔に植えつけていくことが多重債務者とならない道ではないかなと。そういう意識をキャッチフレーズで強調して植えつけて頂けないものかなと、このように思っております。

以上です。

○吉野座長 橋木先生、何かございますか。感想も含めて結構です。

○橋木委員 2つ、要するに借りる立場の人がどういう人かというようなことを皆さん関心持っておられて、要するに貧困という現象が日本において非常に深刻になって、貸金だとかあるいは高金利のものに頼らなければならない社会になったのをいかに阻止するかということを皆さん委員が言っておられたので、ここの場でそのことを話すのは本来の場ではないと私もよくわかっていますが、常にそういうことは頭に置きながら、日本において貧困者の数を少なくするにはどうしたらいいかというようなことも常に念頭に置きながらこの委員会を進めたら非常にいいのではないかなというふうに思いました。

○吉野座長 ありがとうございます。

一つだけ、今まで議論して頂いたんですけども、中小企業に関してこの中でこれまであまり議論されなかったんですけども、もし経済産業省あるいは中小企業庁のほうで何か中小企業対策、あるいは小企業対策、それから情報の対策として何かございましたら一言お願いしたいんです。

○岩木金融課企画官 中小企業庁でございます。

この会議でもご紹介をさせて頂きましたが、足元の景気の後退に対し、池尾委員ご指摘の資金繰りの苦しい中小企業者に、政府系金融機関のセーフティネット貸付と、あと民間の金融機関に保証をつけて中小企業の資金繰りを支援するという緊急保証制度により、昨年10月から中小企業金融対策を実施しております。

累次の対策で、保証と貸し付け合わせて47兆円という規模で今実施をさせて頂いているとこ

ろでございます。これは当然ながら中小企業金融でございますので、足元の資金繰りは苦しいと。ただし、将来的にも事業はきちんと継続できる、返済も可能である。ただし、足元の資金繰りが苦しいので資金供給をする。場合によっては、条件変更をして返済負担を軽くするというような取り組みをさせて頂いておりますので、こういった施策については随時いろいろな広報媒体で中小企業者の皆様のご利用を頂いているというところでございます。

ただ、残念ながらすべてのお申し込みの事業者にお申し込み金額を貸せないというところは金融でございますので、その点はよく各機関からご説明をさせて頂いているというふうに思っていますし、必要に応じて我々もそういった丁寧なご説明、どうしてお貸しできないかというところを含めて説明するようにというような指導はさせて頂いております。

以上であります。

○吉野座長 中小・零細企業の方々の相談窓口も含めて努力して頂きたいというふうに思いますので。

ほかにございますでしょうか、よろしいでしょうか。

橋木先生。

○橋木委員 宇都宮先生の資料の1ページ目に2009年度補正予算で非常に融資額が増えたと、2,000億円になったということなんですが、これは補正予算だともう1年限りで終わりなんですか、それとも半永久的に続く制度なんですか、ちょっとお聞きします。

○寺尾地域福祉課長 これは原資を積み増すようにしておりますので、返済が返ってきましたらそれを別の人に貸し付けていきますので、単年度で予算措置を行います、それがずっと後に回っていくという形になりますので、単年度で貸付事業がなくなるわけではございません。

○吉野座長 うまい形で融資されて戻ってくればずっと続けられるという制度ですね。

○橋木委員 戻ってこなかったらいずれはなくなるという。そこがここの会議でどうやって戻ってくるかという策を考えるのが、この会の大きな目的になるわけですね。わかりました。

○吉野座長 よくご理解頂きまして、ありがとうございます。

それでは、今日は皆様に本当にいいご意見を頂きましたので、あと頂きましたご意見を含めまして、私のほうで責任を持って事務局と一緒に修正させて頂きたいと思いますが、この報告書の案でよろしいでしょうか。よろしければ、あと池尾先生の大きな流れのところも含めて改訂させて頂きたいと思います。

それでは、最後に内藤局長のほうからひとつごあいさつをお願いしたいと思います。

○内藤総務企画局長 事務局を担当しております金融庁の総務企画局長の内藤でございます。

今事務年度の有識者会議としてのフォローアップを座長一任という形でお取りまとめ頂きましたので、会合としてはこの事務年度としては最後ということになりますので、お礼も含めまして若干お話をさせて頂ければと思います。

本日、最後の会合も非常に活発なご議論を頂きまして、ありがとうございます。私も昨年から国会等に呼ばれたりすることが多くなかなかこの会合に出席できない局面も多かったのですが、本会合に出席させて頂き、非常にさまざまな問題について、率直に申し上げて金融庁の金融分野だけではなかなか解決つかないという、今日もそのような論点が出ておりましたけれども、社会的な問題、あるいは取り締まりの問題、さまざまな角度からこの問題に取り組んで頂いて、また、このような問題に取り組んでいる方々をお呼びしてお話を伺ったり、関係省庁からもいろいろ参考意見を出して頂いたりという形で進めて頂いて、本当にありがとうございました。

今回、第2回目のフォローアップの報告書という形でお取りまとめて頂きまして、4本の柱それぞれについて、先ほど松田委員からもお話がございましたけれども、やはり1回目のフォローアップよりは今回の2回目、着実に問題認識というのも深まっていると思いますし、対応も大きな前進があるかどうか、このあたりはいろいろご意見があろうかと思っておりますけれども、前進はしているのではないかと考えております。

政府としてはこれから今年の秋には消費者庁という役所も立ち上がるということで、よりこの問題について取り組みやすい環境ができてくる、基盤ができてくるということで、私ども関係省庁も含めて連携をより強化していく必要があると思っています。このフォローアップの報告書は多重債務者の対策本部、本部長が金融担当大臣でございますけれども――に報告をするという形式になっていますけれども、これはとにかくできるだけ世の中に発信をしていくといいますか、この内容をよく理解して頂くということが非常に重要と考えております。

それから、改正貸金業法の完全施行につきましては、昨日の国会でも若干議論がございましたけれども、これは法律で与えられたスケジュールに基づきまして、着実に施行に向けて進めていく。ちょうど明日が第3段階の施行ということで、最終段階が来年の6月までという形になろうかと思っております。

そのための着実な施行を図るためのいろいろ準備ということで、データの収集等も行いますし、そのようなことも含めてこれから対応作業をしていく必要があると考えておりまして、その点についてもまたさまざまご協力を頂ければと思います。

以上でございます。本当にどうもありがとうございました。

○吉野座長 内藤局長、どうもありがとうございました。

それでは、今日頂きましたご議論を修正したものをまた皆様にメール等でお送りいたしまして、それでご確認を頂きまして、皆様のご了承を得た後に多重債務者対策本部に対しまして本日の多重債務問題改善プログラムの実施状況に関する報告書を提出させて頂きたいというふうに思っております。

最後に、小野参事官のほうからお願いいたします。

○小野信用制度参事官 本日も大変貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。本日のご議論も含めまして、今後も引き続き政府一体となって多重債務者対策に取り組んでまいりたいと思います。

なお、多重債務者対策につきましては、平成21事務年度も引き続き重要な政策でございますので、ぜひ有識者会議の先生方におきましてはご議論頂きたいと考えております。

また、その開催方法、討議内容、先ほど高橋先生からも既にご提案がございましたが、そういうものも含めまして討議内容、スケジュールにつきましては、今後、吉野先生ともご相談させて頂きながら決定しまして、委員の皆様には別途ご連絡させて頂きたいと存じます。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○吉野座長 貴重なご意見どうもありがとうございました。

これで終了させて頂きます。

午前11時43分 閉会